

審 査 基 準

令和元年12月1日作成

法 令 名：道路交通法
根 抱 条 項：第99条の3第4項
処 分 の 概 要：教習指導員資格者証の交付
原権者（委任先）：奈良県公安委員会
法 令 の 定 め： 道路交通法第99条の3第4項（教習指導員） 技能検定員審査等に関する規則第12条（教習指導員審査の審査方法等）、第14条（教習指導員審査に合格した者等と同等以上の技能及び知識がある者と認める者としての認定）、第15条（教習指導員資格者証の交付等）
審 査 基 準：別紙のとおり
標 準 処 理 期 間：4日。ただし、行政庁の休日は含まない。
申 請 先：申請書は、交通部運転免許課に提出してください。
問 い 合 わ せ 先：交通部運転免許課講習第三係（電話 0744-25-7744）
備 考：